

児童の朝の居場所づくり事業(モーニングスクール)及び港区立学校図書館運営業務委託一次審査採点基準表

一次審査(書類審査)		
候補者名		記入者

1 基本事項の評価(事務局採点)			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1)	資格要件(取得資格)	・管理者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。(事務局が客観的視点により採点)						×1		5
(2)	専門技術力(経験年数、実績)	・類似業務の実績を有しているか。 ・担当者又は技術者が求める経験年数を満たしているか。(事務局が客観的視点により採点)						×2		10
(3)	専任性(持ち業務量)	・担当者又は技術者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。(事務局が客観的視点により採点)						×2		10
(4)	実施体制的的確性(予定担当者又は技術者の動員計画)	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。(事務局が客観的視点により採点)						×1		5
2 企画提案の評価			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1) 配置計画及びスケジュールについて【様式6】										
ア	企画提案書の内容	・業務従事予定者の配置計画及びスケジュールが適切か						×5		25
(2) 児童の朝の居場所づくり事業(モーニングスクール)及び学校図書館運営について【様式7】①②③										
ア	児童の朝の居場所づくり事業(モーニングスクール)及び学校図書館運営の理念	・児童の朝の居場所づくり事業(モーニングスクール)及び学校図書館運営業務の趣旨を踏まえ、独自性があり、将来性が見込める提案がなされているか						×4		20
イ	児童の朝の居場所づくり事業(モーニングスクール)及び学校図書館運営の勤務環境	・児童の朝の居場所づくり事業(モーニングスクール)及び学校図書館運営業務にあたり、従業員の勤務環境が問題ない提案がなされているか						×2		10
ウ	児童の朝の居場所づくり事業(モーニングスクール)及び学校図書館運営の体制	・学校図書館司書・学校図書館支援員の業務評価、評価後の指導計画・体制が確立されているか						×2		10
(3) 学校図書館司書、支援員に対する研修について【様式7】④										
ア	学校図書館司書に対する研修	・司書に対する研修の内容と体制が、効果の期待できる研修となっているか						×2		10
イ	学校図書館支援員に対する研修	・学校図書館支援員に対する研修の内容と体制が、効果の期待できる研修となっているか						×2		10
(4) 安全対策・危機管理について【様式7】⑤⑥⑦										
ア	児童の朝の居場所づくり事業(モーニングスクール)運営における、日常的な児童の安全確保の取組	・マニュアル等があり、明確な取組となっているか ・活動中の安全対策をどのように考えているか						×2		10
イ	事故・災害発生時の対応、教育委員会事務局や学校、関係機関との報告・連絡体制	・事故発生時の対応が迅速かつ適切であるか ・関係機関との連携、情報共有が明確か ・再発防止へ向けての取組み姿勢があるか ・地震や台風等災害発生時の取組が適切か						×2		10
ウ	個人情報の適切な取り扱いに関する取組	・港区個人情報保護制度を理解しているか ・個人情報漏えい防止の取組があるか ・事業者の取組としてプライバシーマーク取得などの実績があるか						×1		5
(5) 保護者対応、障害のある児童への配慮について【様式7】⑧⑨										
ア	保護者への対応(連絡・クレーム対応等)	・マニュアル等があり、明確な対応方法や考え方が示されているか ・意見箱やアンケート調査等意見を聴く仕組みがあるか						×2		10
イ	障害のある児童への配慮	・障害のある児童の受け入れについての考え方が示されているか ・職員研修等の取組が示されているか。						×2		10
(6) 連携について【様式7】⑩⑪										
ア	学校や教育委員会事務局との連携	・担任や司書教諭(図書担当含む)と、教育委員会事務局との迅速な連携が可能な体制が確保されているか。						×2		10
イ	港区立図書館との連携	・学校図書館運営業務の趣旨を踏まえ、港区立図書館との連携ができる提案がなされているか						×2		10
3 見積額の評価(事務局採点)			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1)	見積価額	・参考事業規模に対する見積額により採点 ※事務局採点基準 事業規模額に対して、 90%以上95%未満:5点 / 85%以上90%未満:4点 / 95%以上100%以下:3点 / 80%以上85%未満:2点 / 80%未満:1点						×4		20
一次審査合計点										200
加点項目 ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点点数の合計の5%(小数点以下切上げ)を一時評価点に加点します。 ※事務局採点点数の満点(250点)の5%は13点なので、最大65点(13点×5項目)加点されます。								事務局採点点数の満点(50点×5委員分)		250点
ア 区内事業者優遇 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 イ ワーク・ライフ・バランス推進の評価 ワーク・ライフ・バランス推進の認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 ウ 障害者雇用の評価 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 エ 環境配慮に対する評価 ISO14001の認証等に参加している事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 オ 災害協定活動に対する評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点										
講評等(ポイントとなった事項など)										